

魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成30年3月2日（金）
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 3 議案 第 40 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 2 議案 第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 3 議案 第 42 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第 4 議案 第 43 号 魚津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 平成30年3月2日(金)
 2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
 3. 農業委員の定数 14名
 4. 総会に出席した農業委員の数 12名
2番 谷越 彦茂 3番 沖本 喜久雄 4番 野崎 努
5番 小坂 芳夫 6番 谷口 敬蔵 7番 石坂 誠一
9番 徳本 久邦 10番 原 武雄 11番 関口 たず子
12番 中田 登與志 13番 中島 悦子 14番 杉山 篤勇
 5. 総会に欠席した農業委員の数 2名
1番 北田 直喜 8番 中山 修
 6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 1名
経田地区 寺口 則康
 7. 議事録署名委員
4番 野崎 努 5番 小坂 芳夫
 8. 総会に出席した職員
事務局長 山岡 晃 庶務係長 五十嵐 孝
主査 赤坂 喜英 主任 杉本 ゆき子
主事 高木 宣行
-

【開 会：午後1時30分】

杉山会長： それではただ今から平成29年度3月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中12名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、4番野崎委員、5番小坂委員にお願いいたします。

議案第40号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第40号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。2ページ目の説明概要をご覧ください。今月の4条申請は1件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は加積地区1件で583㎡です。それでは3ページ目の総括表を読み上げてご説明いたします。

【議案第40号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適

当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： では、担当地区委員の説明をお願いします。

小坂委員： 申請者と現場の方を確認してきました。今ほど事務局が説明されたとおりであります。特に問題無いものと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当地区委員からの説明が終わりました。何かご意見がありましたらご発言願います。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第40号は意見決定いたします。
議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第41号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。5ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は1件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は経田地区1件、599㎡です。それでは6ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第41号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

徳本職務代理： それでは担当地区委員の杉山委員さん説明をお願いします。

杉山会長： 事務局の説明の通り、隣接耕作地も御座いませんし、排水計画も問題ないとのことで確認をしております。

徳本職務代理： ただいま事務局並びに現地確認委員からの説明が終わりました。

本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

寺口委員： 現地を確認してまいりました。今ほどの説明のとおりでありましたので、問題ないものと思います。

徳本職務代理： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

徳本職務代理： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

徳本職務代理： 異議が無いようですので、議案第41号は意見決定いたします。

杉山会長： 議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局より説明を求めます。

赤坂主査： 議案第42号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。魚津市長より平成30年2月23日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。9ページから農用地利用集積計画の一覧表となっております。今月の案件は、1議案11件で、全て農協を通じて利用権設定を行う転貸でございます。新規と再設定の内訳についてですが、新規が1件7筆6,183㎡、再設定が10件88筆118,175㎡でございます。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

野崎委員： 農協借入転貸とは、農協外借り入れて農業経営体へ貸すということですか。

赤坂主査： そのとおりです。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第42号は総括表記載のとおり決定いたします。

議案第43号魚津市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について事務局より説明を求めます。

五十嵐係長： 議案第43号について説明いたします。前回2月総会で説明させていただき、ご意見があれば2月20日まで事務局にご連絡いただくことになっておりました。2月20日の時点で特段意見がございませんでしたので、それを以て今回の案を提出させていただきました。中身について再度ご確認いただきたいと思います。議案書の11ページをご覧ください。

【議案書第43号をもとに朗読】

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

野崎委員： 担い手への集積面積の現状が799haとありますが、これは兼業農家の面積か。

五十嵐係長： 担い手は、認定農業者、営農組合等、人・農地プランに掲載された中心経営体となっております。その方々に集積された面積です。ですので、専業か兼業かということは考慮しておりません。

法人に集積すれば比較的長期間の利用が見込めるが、個人に集積しても高齢化等で出来なくなるといリスクもあります。そこも踏まえて将来を考えていく必要があると考えます。国全体で90%まで持っていくという方針もありますので、魚津市として前回説明したとおり約63%と設定させていただきたいと考えています。

杉山会長： 個人間の相對契約も結構あるのではないか。

五十嵐係長： 個人の契約もありますが、受け手が中心経営体である必要があります。

ます。

山岡事務局長： 人・農地プランに中心的担い手として掲載されている方々の経営面積の積み上げと考えていただいで結構です。

五十嵐係長： 前回2月の総会で配付させていただきましたリストに掲載されている方がその担い手となります。

野崎委員： 担い手農家にまだ作る余力があるのか、目いっぱいなのか、そこを考慮しないといけない。名簿に名前のある方々だけでは無理がある。

五十嵐係長： 先ほども申しましたが、今現在の人・農地プランのリストの中身も直していく必要があると考えています。当然受け手も経営の将来像があると思いますので、本当に預けられるのかどうか考えていく必要があると思います。

野崎委員： これから担い手になる人も育てなければならない。

原 委員： 担い手、認定農業者、年齢制限は無い。本人がリタイアしない限りは。

野崎委員： 年取った方に預けて、急に来年から出来なくなったというのも困る。

赤坂主査： そういう問題に対応するために、人・農地プランを整備して、もし出来なくなったらどうするかという話し合いを進めて行かなければならないと考えています。

五十嵐係長： 人・農地プランは5年10年先どうなるかを踏まえたうえで作成することになっております。

山岡事務局長： 今までは作成しなければならないということで13地区作成したが、記載する農業者について真剣に地区の中で話し合っていて、精査していかなければなりません。ですから、今回の指針の中にも人・農地プランの見直しということが一番に掲げております。

五十嵐係長： プランの見直しについて、事務局中心としてアンケート調査の予定です。その後、みなさんと連携して集積・集約活動ができればと思います。

石坂委員： 法人化しているところもむやみに規模拡大はできないと思います。

山岡事務局長： そういったところを精査していったらどの方へ集積するかをしっかりと話していかなければならないと考えております。

五十嵐係長： 人・農地プランは5年前に作成されたもので、更新はされていますが、担い手リストも2年前の状況です。最新の状況に更新させていただいたものを以て、地域に入るということを考えております。

原委員： 受け手のことを考えなければならない。出し手は無責任に出す。

山岡事務局長： 現状それぞれ実態に合わないところもあるかと思いますが、それらがやっとなんて見えてきて、地区の方々にも理解してもらってきたという流れもありますので、この機を逃さず真剣に考えていきたいと思っております。

谷越委員： 法人の役員をしていますが、一番ネックなのは年を重ねるごとに労力が落ちてくる部分です。その中でも畦畔の草刈りが一番のネックになっている。担い手も今は出来るかもしれないが、5年後同じだけ草刈りが出来るかという問題があります。そうなってくると、担い手とか法人に集めるといっても中々うまくいかない。草刈をなんとか改善できないと、中々増えないのではないかと思います。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは原案どおり制定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第43号は原案のとおり制定いたします。これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について

て事務局より説明して下さい。

五十嵐係長：（魚津市農業委員会の委員等の能率給の支給に関する規則の制定について、農地利用最適化業務活動日誌の提出について説明）

杉本主任：（農地の権利取得後における下限面積要件について、全国農業新聞の普及について、平成29年度農業委員等研修会について、農業委員活動記録簿の提出について説明）

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時20分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第4条調査書

議案第40号 受付番号1番

申請者		作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、都市計画法上の用途地域内（第一種住居地域）に位置していることから、農地区分は第3種農地と判断し、転用許可基準は原則許可となります。	
転用目的	申請地は魚津駅前の商業施設や飲食店が立ち並ぶ地域に位置し、需要が十分見込める地域であり、一般車両20区画及び近隣飲食店の貸駐車場敷地として利用されます。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら過去に申請地を無断転用していたことを反省し、始末書が添付されています。新たに必要な資金はありませんので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、申請地は既に造成済みです。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、貸駐車場敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は貸駐車場敷地を造成する目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート壁が設けられ、隣接農地等に被害の及ばぬように十分配慮されています。雨水排水については、申請地に接する市道沿いにある既存側溝をに放流します。今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第41号 受付番号1番
(使用貸借権設定)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	農地区分は、申請地が上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に経田小学校、魚津工業高校の教育施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	現在、妻と子の家族3人でアパート生活をしておりますが、子どもの成長に伴い、アパートが手狭になってきたため、実家に近い申請地に一般住宅敷地として建築されます。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、自己資金のほか、借入金でまかなう計画で、残高証明書及び借入可能を証する借入手続きのご案内を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は一般住宅敷地の目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリート擁壁を設け、被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。生活排水については公共下水道を利用し、雨水排水は申請地東側に隣接する市道沿いに側溝を新設し、既存水路に排水する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		